

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第3935590号  
(P3935590)

(45) 発行日 平成19年6月27日(2007.6.27)

(24) 登録日 平成19年3月30日(2007.3.30)

(51) Int. Cl.

B 4 2 D 15/02 (2006.01)

F I

B 4 2 D 15/02 5 O 1 B

請求項の数 9 (全 16 頁)

(21) 出願番号	特願平10-26548	(73) 特許権者	000002897
(22) 出願日	平成10年1月22日(1998.1.22)		大日本印刷株式会社
(65) 公開番号	特開平11-208161		東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
(43) 公開日	平成11年8月3日(1999.8.3)	(74) 代理人	100111659
審査請求日	平成17年1月18日(2005.1.18)		弁理士 金山 聡
		(72) 発明者	野口 浩二郎
			東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
			大日本印刷株式会社内
		審査官	荒井 隆一

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 隠蔽葉書

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

郵便はがきであることの表示を施した本体紙片と、一方の側端に折線を介して接続した裏紙片と前記本体紙片の他方の側端に折線を介して接続した表紙片とからなり、前記表紙片と前記本体紙片、および、前記本体紙片と前記裏紙片との対向する面間をそれぞれ剥離可能に接着すると共に、前記郵便はがきであることの表示が表出するようにした構成からなる隠蔽葉書において、前記紙片のいずれか一つに前記紙片のいずれか一つから取り外してカードとして使用可能なカード部が設けられ、前記カード部が前記表紙片と前記裏紙片のいずれか一つの紙片に形成されると共に、前記カード部が設けられた紙片の表出面に前記カード部より若干大きく、かつ、前記カード部を覆うようにカード表面層が形成されると共に前記カード部がカードとして使用可能なように所定形状に切り込みが設けられ、さらに、前記カード表面層上に前記カード表面層を形成した領域と略同領域ないしは前記カード表面層を形成した領域より大きく、前記カード表面層を形成した領域を覆うように保護層が形成され、前記カード部と対向する紙片の領域に、前記カード部の部分の剥離強度を、網点の面積比率を変化させて調節することができる網点印刷層が設けられていることを特徴とする隠蔽葉書。

【請求項2】

前記郵便はがきであることの表示を前記本体紙片の一方の側端に沿って施すと共に、前記本体紙片の他方の側端に折線を介して接続した前記表紙片が前記本体紙片よりも狭幅に構成されていることを特徴とする請求項1記載の隠蔽葉書。

10

20

**【請求項 3】**

前記隠蔽葉書において、前記カード部が前記本体紙片に形成されると共に、前記カード部がカードとして使用可能なように所定形状に切り刃が形成されていることを特徴とする請求項 1 又は請求項 2 に記載の隠蔽葉書。

**【請求項 4】**

前記表紙片と前記本体紙片と前記裏紙片とを構成する基材が紙からなり、前記紙からなる基材の前記表紙片と前記本体紙片、および、前記本体紙片と前記裏紙片との対向する面に少なくとも感圧接着剤層が形成されていることを特徴とする請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 項に記載の隠蔽葉書。

**【請求項 5】**

前記表紙片と前記裏紙片のいずれか一つの紙片に形成された前記カード部の前記本体紙片側の面、あるいは、前記表紙片と前記裏紙片のいずれか一つの紙片に形成された前記カード部と対向する前記本体紙片の面の少なくとも一つの面の前記保護層と対向する位置に前記保護層と略同じ大きさの印刷層が形成されていることを特徴とする請求項 1 項記載の隠蔽葉書。

**【請求項 6】**

前記カード部が形成されなかった前記表紙片と前記裏紙片のいずれか一つの紙片の前記本体紙片側の面と該面と対向する位置にある前記本体紙片の面の少なくとも一つの面の前記保護層と対向する位置に前記保護層と略同じ大きさの印刷層が形成されていることを特徴とする請求項 5 項記載の隠蔽葉書。

**【請求項 7】**

前記本体紙片の前記カード表面層を形成した面の反対面と対向する前記表紙片あるいは前記裏紙片の面の少なくとも一つの面の前記カード表面層と対向する位置に前記カード表面層と略同じ大きさの印刷層が形成されていることを特徴とする請求項 3 項記載の隠蔽葉書。

**【請求項 8】**

前記隠蔽葉書において、前記表紙片と前記裏紙片の折線のない側の一角に切欠が形成されていることを特徴とする請求項 1 ~ 7 のいずれか 1 項に記載の隠蔽葉書。

**【請求項 9】**

前記保護層が合成樹脂製のフィルムを基体として構成されていることを特徴とする請求項 1、5、6 のいずれか 1 項に記載の隠蔽葉書。

**【発明の詳細な説明】****【0001】****【発明の属する技術分野】**

本発明は、カードを送付するための隠蔽葉書に関し、さらに詳しくは、紙を基材にしたカードが隠蔽葉書に一体的に設けられ、カードと隠蔽葉書への固有情報等の印字を同時に行うことができると共に、隠蔽葉書からカードを容易に分離することができる隠蔽葉書に関するものである。

**【0002】****【従来の技術】**

従来、銀行カード、クレジットカード、各種会員カード等のカード類は、機械的強度、あるいは、耐久性などの点から通常プラスチックカードが用いられている。しかし、これらのプラスチックカードはコストが高い上に、通常これらのカード類を使用者に送付する方法として、住所、氏名等の固有情報を印字した帳票の余白部分に切り込みを付けることによりカード取り付け欄を設け、該取り付け欄の切り込みにカードの角を差し込んでカードを固定して送付する方法、あるいは、固有情報を印字した帳票の余白部分にパターン状に接着剤を盛り上げて塗布し、この接着剤によってカードを接着して送付する方法等が用いられ、いずれも封書に封入されて送付されている。

**【0003】**

また、上記の方法でカードを送付する場合、カード使用者の氏名等の固有情報をカード表

10

20

30

40

50

面に記録する作業と、帳票に送付先の住所、氏名等の固有情報を印字する作業は別工程で行われており、カードの固有情報と、帳票の固有情報とを照合しながら帳票にカードを取り付けていたが、このような作業は非常に煩雑なものであった。また、このような方法でカードを取り付けた帳票は、住所、氏名等の印字欄が透視できるように形成した封筒に封入して封書として送付していた。

#### 【0004】

ところで、上記カード類の中でカードの使用目的によっては、コストの高いプラスチックカードを使い、さらに上記のような送付手段をとる必要のないものもある。たとえば、会員のみを優待して開催する展示会や販促会等の招待券に添付する入場券などの使い捨て的なテンポラリーカード、あるいは、常に携帯して銀行カードやクレジットカードのように頻繁に使用することがなく会員に登録されたことを通知すると共にその後は保存されるような登録証的カード、あるいは、機械等に通したりすることなく主に見せるだけの使用に供されるようなカードがこれにあたる。

10

#### 【0005】

しかし、このようなカード類についても、従来はコストの高いプラスチックカードが用いられると共に、会員や使用者に送付する場合には上記したようなカードと帳票の照合やカードの帳票への取り付け、さらにはカードの取り付けられた帳票の封筒への封入といった煩雑な作業をして封書の形態で送られていた。

#### 【0006】

そこで、この種のテンポラリーカードや登録証的カードについて、低コストなカードが要望されていたし、また、この種のカードの会員や使用者への送付作業の煩雑さの解消や送付コストの低減が要望されていた。

20

#### 【0007】

##### 【発明が解決しようとする課題】

そこで本発明は、上記要望に鑑みてなされたものであり、カードの使用目的が使い捨て的なテンポラリーカード、あるいは、会員として登録されたことを通知すると共に、その後は保存されるような登録証的なカード等について、低コストなカードを提供すると共に、会員や使用者への送付作業の煩雑さの解消や送付コストの低減を図ることができるカードを一体化させた隠蔽葉書を提供することである。

#### 【0008】

##### 【課題を解決するための手段】

本発明者は、上記のような問題点を解決すべく種々研究した結果、請求項1に記載の発明の隠蔽葉書は、郵便はがきであることの表示を施した本体紙片と、一方の側端に折線を介して接続した裏紙片と前記本体紙片の他方の側端に折線を介して接続した表紙片とからなり、前記表紙片と前記本体紙片、および、前記本体紙片と前記裏紙片との対向する面間をそれぞれ剥離可能に接着すると共に、前記郵便はがきであることの表示が表出するようにした構成からなる隠蔽葉書において、前記紙片のいずれか一つに前記紙片のいずれか一つから取り外してカードとして使用可能なカード部が設けられ、前記カード部が前記表紙片と前記裏紙片のいずれか一つの紙片に形成されると共に、前記カード部が設けられた紙片の表出面に前記カード部より若干大きく、かつ、前記カード部を覆うようにカード表面層が形成されると共に前記カード部がカードとして使用可能なように所定形状に切り込みが設けられ、さらに、前記カード表面層上に前記カード表面層を形成した領域と略同領域ないしは前記カード表面層を形成した領域より大きく、前記カード表面層を形成した領域を覆うように保護層が形成され、前記カード部と対向する紙片の領域に、前記カード部の部分の剥離強度を、網点の面積比率を変化させて調節することができる網点印刷層が設けられていることを特徴とするものである。

30

40

このような構成とすることにより、カードを隠蔽葉書と一体化することができるために会員や使用者の氏名等の固有情報をカード表面に記録する作業と、送付先の住所、氏名等の固有情報を印字する作業を同時に行うことができ、従来のカードの固有情報と、帳票の固有情報とを照合しながら帳票にカードを取り付け、カードを取り付けた帳票を、住所、

50

氏名等の印字欄が透視できるように形成した封筒に封入するといった作業を廃止することができる。また、封書として送付していたものを葉書として送付することができ、従来の封書の郵便料金（80円）が葉書の郵便料金（50円）となり、約40%のコストダウンを図ることができる。

また、表紙片と本体紙片、本体紙片と裏紙片との対向する剥離可能に接着したそれぞれの面に印字することにより、秘匿性のある固有情報をも封書と同じように送付することができる。

【0009】

また、請求項2に記載の発明は、請求項1に記載する隠蔽葉書において、前記郵便はがきであることの表示を前記本体紙片の一方の側端に沿って施すと共に、前記本体紙片の他方の側端に折線を介して接続した前記表紙片が前記本体紙片よりも狭幅に構成されていることを特徴とするものである。このように構成することにより、容易に製造することができる。

10

【0011】

また、請求項3に記載の発明は、請求項1又は請求項2に記載する隠蔽葉書において、前記カード部が前記本体紙片に形成されると共に、前記カード部がカードとして使用可能なように所定形状に切り刃が形成されていることを特徴とするものである。このように構成することにより、請求項2において必要としたカード表面層、保護層を不要とすることができ、製造コストを低減することができる。

【0012】

20

また、請求項4に記載の発明は、請求項1～4のいずれか1項に記載する隠蔽葉書において、前記表紙片と前記本体紙片と前記裏紙片とを構成する基材が紙からなり、前記紙からなる基材の前記表紙片と前記本体紙片、および、前記本体紙片と前記裏紙片との対向する面に少なくとも感圧接着剤層が形成されていることを特徴とするものである。このように構成することにより、郵便はがきや料額印の表示等の固定情報と少なくとも感圧接着剤層が形成された前記片面に個人情報等の印刷や印字を施し、表紙片と本体紙片および本体紙片と裏紙片の感圧接着剤層が形成された面同士を折線で折り重ねて圧着するだけで隠蔽葉書とすることができる。

【0013】

また、請求項5に記載の発明は、請求項1に記載する隠蔽葉書において、前記表紙片と前記裏紙片のいずれか一つの紙片に形成された前記カード部の前記本体紙片側の面、あるいは、前記表紙片と前記裏紙片のいずれか一つの紙片に形成された前記カード部と対向する前記本体紙片の面の少なくとも一つの面の前記保護層と対向する位置に前記保護層と略同じ大きさの印刷層が形成されていることを特徴とするものである。このように構成することにより、印刷層を設けた隠蔽面の剥離強度を自在に調節することができる。

30

【0014】

また、請求項6に記載の発明は、請求項5に記載する隠蔽葉書において、前記カード部が形成されなかった前記表紙片と前記裏紙片のいずれか一つの紙片の前記本体紙片側の面と該面と対向する位置にある前記本体紙片の面の少なくとも一つの面の前記保護層と対向する位置に前記保護層と略同じ大きさの印刷層が形成されていることを特徴とするものである。このように構成することにより、カード部が形成されなかった剥離可能な面間についても剥離強度を自在に調節することができる。

40

【0015】

また、請求項7に記載の発明は、請求項3に記載する隠蔽葉書において、前記本体紙片の前記カード表面層を形成した面の反対面と対向する前記表紙片あるいは前記裏紙片の面の少なくとも一つの面の前記カード表面層と対向する位置に前記カード表面層と略同じ大きさの印刷層が形成されていることを特徴とするものである。このように構成することにより、上項同様に印刷層を設けた隠蔽面の剥離強度を自在に調節することができる。

【0016】

また、請求項8に記載の発明は、請求項1～7のいずれか1項に記載する隠蔽葉書にお

50

いて、前記表紙片と前記裏紙片の折線のない側の一角に切欠が形成されていることを特徴とするものである。このように構成することにより、隠蔽葉書の隠蔽面を剥離し易くするための剥離開始端とすることができる。

【0017】

また、請求項9に記載の発明は、請求項3、5、6のいずれか1項に記載する隠蔽葉書において、前記保護層が合成樹脂製のフィルムを基体として構成されていることを特徴とするものである。このように構成することにより、隠蔽葉書の外観を体裁のよいものとすることができるし、また、たとえば、合成樹脂製のフィルムが透明である場合には、使用者が一目で送付されてきたものを理解することができる。

【0019】

【発明の実施の形態】

上記の本発明について、図面等を用いて以下に更に詳しく説明する。

図1は本発明の隠蔽葉書の第1の実施形態の平面図、図2は図1に示す本発明の第1の実施形態の隠蔽葉書を剥離可能に接着した面で剥離して開いた状態を示す一方の側の平面図、図3は図2の裏面側の平面図、図4は図2のX-X線の断面図、図5～7は本発明の第1の実施形態に用いる積層体、図8は本発明の隠蔽葉書の第2の実施形態の図2に示すX-X線の断面図、図9は本発明の隠蔽葉書の第3の実施形態の図2に示すX-X線の断面図、図10は本発明の隠蔽葉書の第4の実施形態の平面図、図11は図10に示す本発明の第4の実施形態の隠蔽葉書を剥離可能に接着した面で剥離して開いた状態を示す一方の側の平面図、図12は図11の裏面側の平面図、図13は図11のY-Y線の断面図、図14は本発明の第5の実施形態を示す要部断面図、図15は本発明の隠蔽葉書の第6の実施形態の平面図、図16は本発明の隠蔽葉書の第7の実施形態の平面図であり、図中の1, 1', 1'', 1''', 101, 111は隠蔽葉書、2, 2', 102, 112は本体紙片、3, 3', 103, 113は表紙片、4は裏紙片、5, 6は折線、7は切り込み、8, 8', 8''はカード部、9, 9', 9''は保護層、10, 11は切欠、12, 13, 14, 15, 15', 16, 16'は印刷層、20, 20'はカード表面層、30は切り刃、40, 41は合成樹脂製フィルム、42はオレフィン系樹脂、43は接着層、44はアンカーコート層、45は離型層、50, 51, 52は積層体、60, 70はミシン目、80は感圧接着剤層、90, 99は紙、100は切り抜き部をそれぞれ示す。

【0020】

まず、図1は本発明の隠蔽葉書の第1の実施形態の平面図であって、本発明の隠蔽葉書1は、両面に感圧接着剤層80が形成された紙90からなり（図4参照）、一方の側端に沿って「郵便はがき」であることの表示を施した本体紙片2と、前記本体紙片2の一方の側端に折線6を介して接続した前記本体紙片2と略同幅の裏紙片4（図示せず）と前記本体紙片2の他方の側端に折線5を介して接続した前記本体紙片2より狭幅の表紙片3とからなり、前記表紙片3と前記本体紙片2、および、前記本体紙片2と前記裏紙片4（図示せず）とを折線5、および、折線6で折り重ねて、それぞれの対向する面間を剥離可能に接着したものであり、前記本体紙片2の一方の側端に沿って設けられた「郵便はがき」であることの表示を施した表面領域と前記表紙片3の料額印面とで隠蔽葉書1の表面を形成している。また、前記表紙片3の料額印面の下部には、略矩形形状の切り込み7が設けられ、該切り込み7によりカード部8が前記表紙片3からくり抜き可能に形成され、さらに前記カード部8を包み込むように保護層9が形成され、カード部8が前記表紙片3から抜け落ちることのないように保護されている。また、前記表紙片3の折線5のない側端の一角に隠蔽葉書1を見開きやすくするための切欠10が形成されている。

【0021】

図2は図1に示す本発明の第1の実施形態の隠蔽葉書を剥離可能に接着した面で剥離して開いた状態を示す一方の側の平面図であって、表紙片3と本体紙片2と裏紙片4とが折線5、6を介して接続し、前記表紙片3に略矩形形状の切り込み7によりカード部8がくり抜き可能に形成されると共に、前記本体紙片2の前記表紙片3に形成されたカード部8と対向する位置で保護層9（図示せず）と略同じ大きさの印刷層12が前記保護層9（図示せず）の位置に合わせて形成されている。また、前記表紙片3と裏紙片4の折線5、6のない

10

20

30

40

50

それぞれの側端の一角に隠蔽葉書 1 を見開きやすくするための切欠 10 および 11 が形成されている。

#### 【 0 0 2 2 】

図 3 は図 2 の裏面側の平面図であって、図 2 同様に表紙片 3 と本体紙片 2 と裏紙片 4 とが折線 5、6 を介して接続し、前記表紙片 3 に略矩形状の切り込み 7 によりカード部 8 がくり抜き可能に形成されると共に、前記カード部 8 が前記表紙片 3 から抜け落ちることのないように前記カード部 8 を包み込むように保護層 9 が形成されている。さらに、前記裏紙片 4 の前記表紙片 3 に形成されたカード部 8 と対向する位置で前記保護層 9 と略同じ大きさの印刷層 13 が前記保護層 9 の位置に合わせて形成されている。また、前記表紙片 3 と裏紙片 4 の折線 5、6 のないそれぞれの側端の一角に隠蔽葉書 1 を見開きやすくするための切欠 10 および 11 が形成されている。

10

#### 【 0 0 2 3 】

図 4 は図 2 の X-X 線の断面図であって、紙 90 の両面に感圧接着剤層 80 が形成され、表紙片 3 と本体紙片 2 と裏紙片 4 とが折線 5、6 を介して接続し、前記本体紙片 2 の「郵便はがき」であることの表示を施した面の感圧接着剤層 80 上に印刷層 12 が形成されると共に、前記裏紙片 4 において前記表紙片 3 の料額印面側の感圧接着剤層 80 上に印刷層 13 が形成されている。また、前記表紙片 3 の料額印面側の前記感圧接着剤層 80 上にカード部 8 を覆い、前記カード部 8 より大きい略矩形状のカード表面層 20 が形成されると共に、前記カード表面層 20 上に前記カード表面層 20 と略同形状の保護層 9 が形成され、さらに前記表紙片 3 には前記本体紙片 2 の「郵便はがき」であることの表示を施した面の前記感圧接着剤層 80 側から前記表紙片 3 と前記カード表面層 20 とを貫通し、前記保護層 9 を貫通しない切り込み 7 が形成され、前記表紙片 3 からカード部 8 がくり抜き可能に形成されている。

20

#### 【 0 0 2 4 】

また、前記印刷層 12 および 13 は、前記表紙片 3 と前記本体紙片 2 および前記本体紙片 2 と前記裏紙片 4 とを折線 5 および 6 で折り重ねて前記表紙片 3 と前記本体紙片 2 および前記本体紙片 2 と前記裏紙片 4 に形成された前記感圧接着剤層 80 面同士を加圧圧着して剥離可能な接着部を形成する際に、本発明の隠蔽葉書の第 1 の実施形態のようにカード部 8 の保護層 9 が形成されている部分とその他の部分で段差が生じるような場合に形成するものである。すなわち、カード部 8 の保護層 9 が形成されている部分とその他の部分では、同じ力で加圧圧着した時に、カード部 8 の保護層 9 の部分の厚さが、その他の部分の厚さより厚いために、カード部 8 の保護層 9 の部分は、その他の部分よりも圧力が強くかかる。そのため、カード部 8 の保護層 9 の部分を適度な剥離強度に接着する圧力をかけると、その他の部分が弱くなり過ぎて接着しなくなり、また、その他の部分を適度な剥離強度に接着する圧力をかけると、逆にカード部 8 の保護層 9 の部分が強く接着しすぎて剥離できなくなる。

30

#### 【 0 0 2 5 】

こういった場合に、前記印刷層 12 および 13 を設けることにより、カード部 8 の保護層 9 の部分とその他の部分の両方を適度な剥離強度に接着するようにするものである。前記印刷層 12 および 13 は、感圧接着剤層 80 面に網点印刷層を形成することにより、感圧接着剤層 80 面同士が網点印刷層を介しての接着となるために、強く接着せず剥離可能に接着できる。網点印刷層における網点の面積比率としては、全体の面積に対して 10 ~ 50 % の範囲で設定することが適当である。また、網点印刷層を形成するためのインキとしては、隠蔽葉書の固定情報を印刷するのに使用するオフセットインキと同種のインキが使用可能で、特に着色していない無色透明インキが好ましい。感圧接着剤層 80 はその面同士を合わせて加圧しないと接着しない性質を有するので、網点印刷層が感圧接着剤層 80 間に介在すると、網点印刷層のある部分では感圧接着剤層 80 同士が接触しないので接着せず、網点印刷層のない部分においてのみ感圧接着剤層 80 同士が接触して接着することになるので、感圧接着剤層 80 同士の接触する面積、すなわち、接着面積が減るので接着強度が低下し、剥離可能な接着状態とすることができる。紙 90 に形成する感圧接着剤層 80 の接着強度および目的とする剥離強度に応じて、網点印刷層の網点面積比率を 10 ~ 50 % の範囲で変化させるこ

40

50

とにより、カード部 8 の部分の剥離強度を調節することができる。本発明の隠蔽葉書の第 1 の実施形態においては、前記印刷層 12 および 13 を前記表紙片 3 に形成されたカード部 8 と対向する位置で前記本体紙片 2 の前記感圧接着剤層 80 面、すなわち、「郵便はがき」であることの表示が施された前記本体紙片 2 の感圧接着剤層 80 面および前記表紙片 3 に形成されたカード部 8 と対向する位置で前記表紙片 3 の料額印面側の前記裏紙片 4 の感圧接着剤層 80 面に設けた。しかし、これは本発明の一実施例を示したにすぎず、要するに前記表紙片 3 と前記本体紙片 2、および、前記本体紙片 2 と前記裏紙片 4 とを折線 5、および、折線 6 で折り重ねて、剥離可能に接着するそれぞれの対向する面の少なくとも一つの面の前記保護層 9 の位置に合わせて形成されていればよい。いずれの場合においても、適度の剥離強度が得られるように網点面積率を 10 ~ 50 % の範囲で調節すればよい。また、固有情報のデータ出力プリントは、感圧接着剤層 80 面に形成された印刷層 12、13 面に行っても、網点面積比率を 10 ~ 50 % とすることにより、データ出力プリントに支障がでることはない。

10

**【 0 0 2 6 】**

また、上記のように、前記印刷層 12、13 を設けることにより、カード部 8 の保護層 9 の部分とその他の部分の両方を適度な剥離強度に接着することができるが、この方法の他にも、前記感圧接着剤層 80 の塗布量や塗布面積の違い、あるいは、加工方法の選択により接着強度を調節することも可能である。

**【 0 0 2 7 】**

ところで、前記感圧接着剤層 80 は天然ゴムラテックス、あるいは、合成ゴムラテックス等の従来から普通に感圧接着剤に用いられているものの中から任意に選んだものに、剥離強度を調節する充填剤として合成シリカ、炭酸カルシウム等を適当に加えたものを使用することができ、必要に応じて増粘剤、分散剤、消泡剤、帯電防止剤、防腐剤等の添加剤を加えてもよく、そのドライ時のコート量は  $5 \sim 20 \text{ g/m}^2$  が適当であり、この感圧接着剤層 80 面同士を合わせて加圧した際に剥離可能に接着する感圧接着剤層 80 を形成したものである。前記感圧接着剤層 80 はエアナイフコート法、ロールコート法等の周知のコート法で形成することができる。

20

**【 0 0 2 8 】**

次に、保護層 9 とカード表面層 20 は、たとえば、次のような方法で表紙片 3 の料額印面の表示が施された面に設けることができる。すなわち、図 5 に示すように、前記保護層 9 の基体としての合成樹脂製のフィルム 40 にアンカーコート剤をコートしてアンカーコート層 44 を形成し、このアンカーコート層 44 と前記カード表面層 20 としての合成樹脂製のフィルム 41 とをポリエチレン等のポリオレフィン系樹脂 42 で押し出しラミネーションを行って後に、前記カード表面層 20 としての合成樹脂製のフィルム 41 の表出面に前記カード表面層 20 としての合成樹脂製のフィルム 41 と基材としての紙 11 上の設けられた感圧接着剤層 80 の両方に接着性を有する接着剤を公知の接着剤の中から適宜選択して接着層 43 を形成した積層体 50 を所定の大きさに裁断、あるいは、型抜きして、前記表紙片 3 の料額印面の所定箇所に貼着することにより設けることができる。この場合、前記積層体 50 において、前記保護層 9 は合成樹脂製のフィルム 40 と前記アンカーコート層 44 と前記オレフィン系樹脂 42 であり、前記カード表面層 20 は合成樹脂製のフィルム 41 と接着層 43 である。その後、前記表紙片 3 の料額印面の反対側より前記カード表面層 20 を貫通し、前記保護層 9 は貫通しない切り込み 7 を設けることにより、前記カード部 8 が形成され、前記切り込み 7 から剥離することにより、前記オレフィン系樹脂 42 と前記カード表面層 20 としての合成樹脂製のフィルム 41 との間で剥離されて、前記カード表面層 20 としての合成樹脂製のフィルム 41 と接着層 43 を介して貼着された両面に前記感圧接着剤層 80 を有する紙 90 からなる前記カード部 8 が形成される。

30

40

**【 0 0 2 9 】**

前記保護層 9 および前記カード表面層 20 に用いる合成樹脂製のフィルム 40、41 としては、ポリプロピレン、ポリ塩化ビニル、ポリエチレンテレフタレート、ポリエチレン等のプラスチックフィルムを用いることができ、その厚さは  $10 \sim 50 \mu\text{m}$  程度が適当である。また、

50

前記オレフィン系樹脂42の厚さとしては、13~30 $\mu$ m程度が適当である。

【0030】

また、前記積層体50においては、保護層9とカード表面層20の剥離界面は前記カード表面層20としての合成樹脂製のフィルム41と前記保護層9のポリオレフィン系樹脂42との層間となっているが、この間に、たとえば、図6に示すようなドライ時に0.5~1.0 $g/m^2$ となるようにシリコンをコートした離型層45を設けた積層体51とすることにより、一層スムーズな剥離界面を得ることができる。さらに、図6に示すように前記離型層45を設けた場合には、図7に示すような積層体52、すなわち、図6に示す積層体51から保護層9の合成樹脂製のフィルム40とポリオレフィン系樹脂42の層間に設けたアンカーコート層44を除いてもよい。

10

【0031】

図8は本発明の隠蔽葉書の第2の実施形態の図2に示すX-X線の断面図であって、隠蔽葉書1'は紙90の両面に感圧接着剤層80が形成され、表紙片3と本体紙片2と裏紙片4とが折線5、6を介して接続し、前記本体紙片2の「郵便はがき」であることの表示を施した面の感圧接着剤層80上に印刷層12が形成されると共に、前記裏紙片4において前記表紙片3の料額印面側の感圧接着剤層80上に印刷層13が形成されている。また、前記表紙片3の料額印面の前記感圧接着剤層80面に所定形状のカード表面層20'が形成されると共に、前記カード表面層20'上に前記カード表面層20'の所定形状より大きくかつ前記カード表面層20'の所定形状を包み込むように保護層9'が貼着され、料額印面の反対面の前記感圧接着剤層80側から前記表紙片3と前記カード表面層20'とを貫通し、前記保護層9'を貫通しない切り込み7が形成されることにより前記表紙片3からカード部8'がくり抜き可能に形成されている。

20

【0032】

前記カード表面層20'の形成は、たとえば、前記表紙片3の感圧接着剤層80面上の所定箇所にオフセット用UVインキのOPニス等を所定形状に印刷することで得ることができる。また、保護層9'は、上項記載の合成樹脂製のフィルム40に前記合成樹脂製のフィルム40と基材としての紙90に設けられた感圧接着剤層80の両方に接着性を有する接着剤を公知の接着剤の中から適宜選択して接着層43を形成したものを所定の大きさに裁断、あるいは、型抜きしたものを前記カード表面層20'上に、前記カード表面層20'の所定形状より大きくかつ前記カード表面層20'の所定形状を包み込むように貼着することにより設けることができる。印刷層12、13および感圧接着剤層80等の形成方法については、上項で説明したので説明は省略する。

30

【0033】

ここで、保護層9、あるいは、保護層9'に用いる基体を合成樹脂製のフィルムということでも説明してきたが、該基体は紙であってもよいのであって、その場合の一つの実施例を図9に示す。

【0034】

図9は本発明の隠蔽葉書の第3の実施形態の図2に示すX-X線の断面図であって、第3の実施形態の隠蔽葉書1"は図8で示した本発明の第2の実施形態の保護層9'に用いた合成樹脂製のフィルム40に代えて紙99を用いた保護層9"とし、かつ、該紙99のカード表面層20'が形成されている側の面でカード部8'の領域に対向する領域に局部隠蔽情報14が印刷、あるいは、印字されている以外は図8で示した第2の実施形態と同じ構成であり説明は省略するが、前記カード部8'を隠蔽葉書1"から取り外した際に、前記紙面に印刷、あるいは、印字された局部隠蔽情報14が初めて使用者の目に触れることになり、使用者にインパクトのある形で局部隠蔽情報14を与えることができる。当然、前記紙99の前記局部隠蔽情報14が印刷、あるいは、印字された面の反対面、すなわち、前記紙99の表出面にオープンな情報を印刷、あるいは、印字しても構わない。また、局部隠蔽情報14は、当たり、はずれ等の抽選形式のものや、カードの使用条件、使用方法等いかなる情報であっても構わない。この紙99は、たとえば、上質紙、アート紙などの坪量が50~200 $g/m^2$ の範囲のものが好適である。

40

50



## 【 0 0 3 5 】

ところで、今まではカード部が表紙片に設けられている場合についての実施例を説明してきたが、同様な方法で裏紙片に設けられていてもよい。また、本発明は隠蔽葉書の一部をカードとして使用するものであり、隠蔽葉書の一部をカードとして使用する構成からなるものは、すべて本発明に含まれるものである。たとえば、表紙片と裏紙片の両方にカード部を設けたものも当然のことながら本発明に含まれる。

## 【 0 0 3 6 】

図10は本発明の隠蔽葉書の第4の実施形態の平面図であって、本発明の隠蔽葉書1' ' 'は、両面に感圧接着剤層80が形成された紙90からなり(図13参照)、一方の側端に沿って「郵便はがき」であることの表示を施した本体紙片2'と、前記本体紙片2'の一方の側端に折線6を介して接続した前記本体紙片2'と略同幅の裏紙片4(図示せず)と前記本体紙片2'の他方の側端に折線5を介して接続した前記本体紙片2'より狭幅の表紙片3'とからなり、前記表紙片3'と前記本体紙片2'、および、前記本体紙片2'と前記裏紙片4(図示せず)とを折線5、および、折線6で折り重ねて、それぞれの対向する面間を剥離可能に接着したものであり、前記本体紙片2'の一方の側端に沿って設けられた「郵便はがき」であることの表示を施した表面領域と前記表紙片3'の料額印面とで隠蔽葉書1' ' 'の表面を形成している。また、前記表紙片3'の折線5のない側端の一角に隠蔽葉書1' ' 'を見開きやすくするための切欠10が形成されている。

10

## 【 0 0 3 7 】

図11は図10に示す本発明の第4の実施形態の隠蔽葉書を剥離可能に接着した面で剥離して開いた状態を示す一方の側の平面図であって、表紙片3'と本体紙片2'と裏紙片4とが折線5、6を介して接続し、前記本体紙片2'に略矩形形状の切り刃30によりカード部8"が切り取り可能に形成されると共に、前記表紙片3'の前記本体紙片2'に形成された前記カード部8"と対向する位置で前記カード部8"より大きく、前記カード部8"を覆う略矩形形状の印刷層15が形成されている。また、前記表紙片3'と裏紙片4の折線5、6のないそれぞれの側端の一角に隠蔽葉書1' ' 'を見開きやすくするための切欠10および11が形成されている。

20

## 【 0 0 3 8 】

図12は図11の裏面側の平面図であって、図11同様に表紙片3'と本体紙片2'と裏紙片4とが折線5、6を介して接続し、前記本体紙片2'に略矩形形状の切り刃30によりカード部8"が切り取り可能に形成されると共に、前記裏紙片4の前記本体紙片2'に形成された前記カード部8"と対向する位置で前記カード部8"より大きく、前記カード部8"を覆う略矩形形状の印刷層16が形成されている。また、前記表紙片3'と裏紙片4の折線5、6のないそれぞれの側端の一角に隠蔽葉書1' ' 'を見開きやすくするための切欠10および11が形成されている。

30

## 【 0 0 3 9 】

図13は図11のY-Y線の断面図であって、紙90の両面に感圧接着剤層80が形成され、表紙片3'と本体紙片2'と裏紙片4とが折線5、6を介して接続し、前記本体紙片2'に略矩形形状の切り刃30が形成され、前記本体紙片2'からカード部8"が切り取り可能に形成されている。また、前記表紙片3'の料額印面の反対面および前記裏紙片4の料額印面側の面の前記感圧接着剤層80上の前記カード部8"と対向する位置に、前記カード部8"より大きい略矩形形状の印刷層15および印刷層16が形成されている。このように構成することにより、図10で示した隠蔽葉書1' ' 'を切欠10および11から表紙片3'および裏紙片4を見開いた際に印刷層15および16が形成されている部分が前記印刷層15および16が形成されていない部分より一層スムーズに剥離することができるために、カード部8"に剥離の際に生じる可能性のある折れくせや折れしわ等のカードとしての外観を損なうことがない。この印刷層15および16の形成は、本発明の第1の実施形態で説明した印刷層12および13と同様に形成すればよいのであって説明は省略する。

40

## 【 0 0 4 0 】

また、前記印刷層15および印刷層16は、第4の実施形態においては表紙片2'および裏紙片4のカード部8"と対向する位置に設けたが、図14に示す本発明の第5の実施形態のように本体紙片2'に切り刃30で形成されたカード部8"の両面に印刷層15'および印刷層16'を設

50

けても構わないし、さらに表紙片3'に印刷層15、裏紙片4に印刷層16、本体紙片2'の両面に印刷層15'および印刷層16'を設けてもよい。いずれの場合においても、上記したように適度の剥離強度が得られるように網点面積率を10～50%の範囲で調節すればよい。

#### 【0041】

本発明の第1～第5の実施形態の隠蔽葉書は、製造工程中はミシン目60,70で連続した帳票となっている。また、本発明の第1～第5の実施形態の隠蔽葉書の説明で、剥離可能に接着した表紙片と本体紙片間、および、本体紙片と裏紙片間に印刷層12、13、15、15'、16、16'を設けて各紙片間の接着強度を調節するとしたが、第4、第5の実施形態の隠蔽葉書は、第1～第3の実施形態の隠蔽葉書と異なり、カード部の厚さが、その他の部分の厚さと殆ど同じ厚さであるために、敢えて印刷層15、15'、16、16'を設ける必要はないが、より一層スムーズな剥離とするために印刷層15、15'、16、16'を設けた実施例を挙げたものである。また、第1～第5の実施形態の隠蔽葉書においては、表紙片および裏紙片、本体紙片の感圧接着剤層面に必要に応じて印刷を施してもよいし、印字をしてもよい。また、第1～第3の実施形態の隠蔽葉書において、保護層に基体として用いる合成樹脂製のフィルムは透明性を有するフィルムであってもよいし、カードを隠蔽することを目的に着色したフィルムであってもよいし、印刷を施されたフィルムであってもよい。このことは、保護層に基体として用いる紙についても同じであり、着色した紙であってもよいし、印刷を施された紙であってもよい。

10

#### 【0042】

上記した本発明の第1～第5の実施形態の隠蔽葉書においては、「郵便はがき」であることの表示が本体紙片の一方の側端に沿って施されると共に、表紙片を前記本体紙片よりも狭幅（短辺側を狭幅）に構成して隠蔽葉書の表面を形成した実施例を説明してきたが、たとえば、図15の本発明にかかる隠蔽葉書の第6の実施形態の平面図に示すように、隠蔽葉書101は表紙片103を本体紙片102と略同幅とした上で前記表紙片103の前記本体紙片102の郵便はがきであることの表示が施された部分に略円形状の切り抜き部100が形成されたものであり、前記本体紙片102に施された「郵便はがき」であることの表示が前記切り抜き部100を介して見えるようにした表面領域と前記表紙片103の料額印面とで隠蔽葉書101の表面を形成したものであってもよい。また、前記切り抜き部100は前記本体紙片102の郵便はがきであることの表示が施された部分全体を略矩形形状等に切り抜いたものであっても構わない。

20

30

#### 【0043】

さらに、図16の本発明にかかる隠蔽葉書の第7の実施形態の平面図に示すように、隠蔽葉書111は、表紙片113を本体紙片112と同幅とし、前記表紙片113の側端（長辺）の寸法が前記本体紙片112より狭く構成することにより、前記本体紙片112の側端（長辺）と直交する短辺の端部（図の上部）に沿って施された「郵便はがき」であることの表示が見えるようにした表面領域と前記表紙片113の料額印面とで隠蔽葉書111の表面を形成したものであってもよく、要するに「郵便はがき」であることの表示が隠蔽葉書の形態としたときに、表面から見えるような形態となっていればよいものである。

#### 【0044】

#### 【発明の効果】

本発明は、カードの使用目的が使い捨て的なテンポラリーカードや会員として登録されたことを通知すると共に、その後は保存されるような登録証的なカード等について、紙を基材としたカードとすることにより、低コスト化を図ることができ、また、前記カードを隠蔽葉書と一体化させることにより、カードを一体化させた隠蔽葉書にプリンターで印字すると共に隠蔽部を加圧圧着するだけで送付することができ、従来の封書によるカードの送付に際して必要な作業、すなわち、カード使用者の氏名等の固有情報をカード表面に記録する作業と、帳票に送付先の住所、氏名等の固有情報を印字する作業を別工程で行い、その後カードの固有情報と、帳票の固有情報とを照合しながら帳票にカードを取り付け、さらにカードを取り付けた帳票を、住所、氏名等の印字欄が透視できるように形成した封筒に封入するといった煩雑な作業を解消できると共に郵送料金のコストも低減することが

40

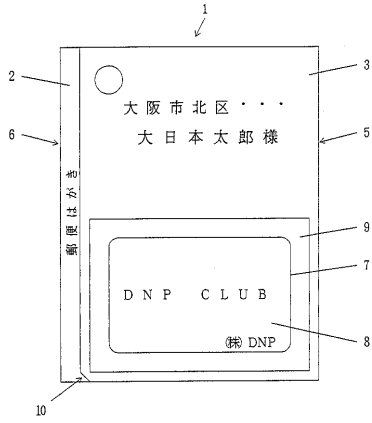
50

できるといった複数の効果を奏するものである。

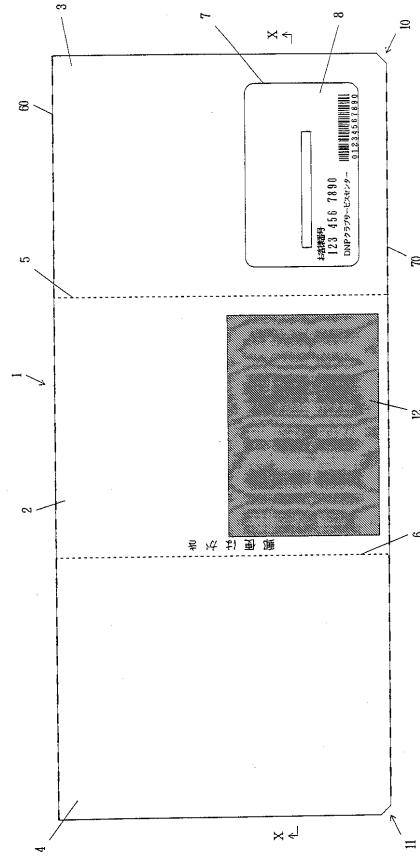
【図面の簡単な説明】

- 【図 1】 本発明にかかる隠蔽葉書の第 1 の実施形態の平面図である。
- 【図 2】 図 1 に示す本発明の第 1 の実施形態の隠蔽葉書を剥離可能に接着した面で剥離して開いた状態を示す一方の側の平面図である。
- 【図 3】 図 2 の裏面側の平面図である。
- 【図 4】 図 2 の X-X 線の断面図である。
- 【図 5】 本発明の第 1 の実施形態に用いる積層体である。
- 【図 6】 本発明の第 1 の実施形態に用いる積層体である。
- 【図 7】 本発明の第 1 の実施形態に用いる積層体である。 10
- 【図 8】 本発明にかかる隠蔽葉書の第 2 の実施形態の図 2 に示す X-X 線の断面図である。
- 【図 9】 本発明にかかる隠蔽葉書の第 3 の実施形態の図 2 に示す X-X 線の断面図である。
- 【図 10】 本発明にかかる隠蔽葉書の第 4 の実施形態の平面図である。
- 【図 11】 図 10 に示す本発明の第 4 の実施形態の隠蔽葉書を剥離可能に接着した面で剥離して開いた状態を示す一方の側の平面図である。
- 【図 12】 図 11 の裏面側の平面図である。
- 【図 13】 図 11 の Y-Y 線の断面図である。
- 【図 14】 本発明にかかる第 5 の実施形態を示す要部断面図である。 20
- 【図 15】 本発明にかかる隠蔽葉書の第 6 の実施形態の平面図である。
- 【図 16】 本発明にかかる隠蔽葉書の第 7 の実施形態の平面図である。
- 【符号の説明】
- |                              |           |    |
|------------------------------|-----------|----|
| 1, 1', 1'', 1''' , 101, 111  | 隠蔽葉書      |    |
| 2, 2', 102, 112              | 本体紙片      |    |
| 3, 3', 103, 113              | 表紙片       |    |
| 4                            | 裏紙片       |    |
| 5, 6                         | 折線        |    |
| 7                            | 切り込み      |    |
| 8, 8', 8''                   | カード部      | 30 |
| 9, 9', 9''                   | 保護層       |    |
| 10, 11                       | 切欠        |    |
| 12, 13, 14, 15, 15', 16, 16' | 印刷層       |    |
| 20, 20'                      | カード表面層    |    |
| 30                           | 切り刃       |    |
| 40, 41                       | 合成樹脂製フィルム |    |
| 42                           | オレフィン系樹脂  |    |
| 43                           | 接着層       |    |
| 44                           | アンカーコート層  |    |
| 45                           | 離型層       | 40 |
| 50, 51, 52                   | 積層体       |    |
| 60, 70                       | ミシン目      |    |
| 80                           | 感圧接着剤層    |    |
| 90, 99                       | 紙         |    |
| 100                          | 切り抜き部     |    |

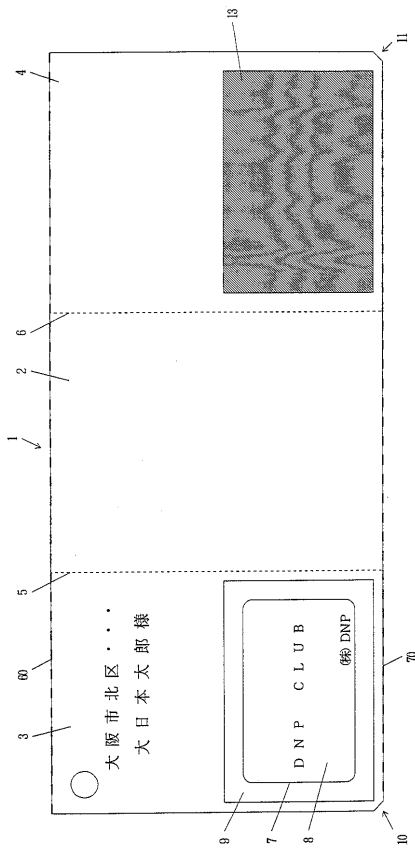
【図1】



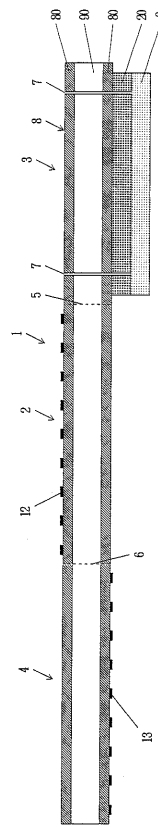
【図2】



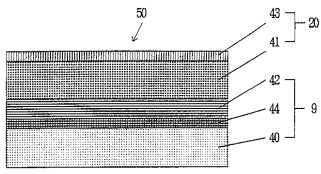
【図3】



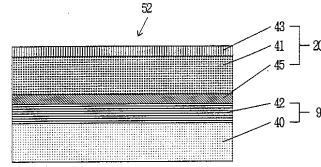
【図4】



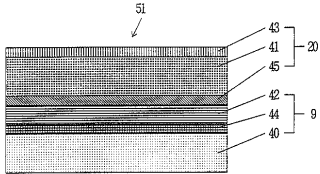
【 図 5 】



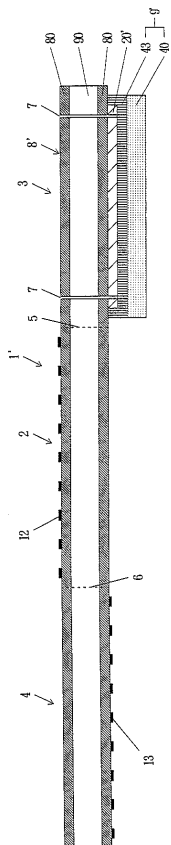
【 図 7 】



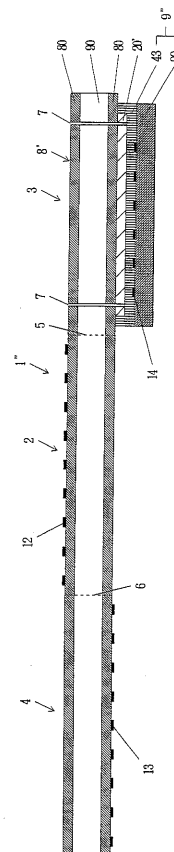
【 図 6 】



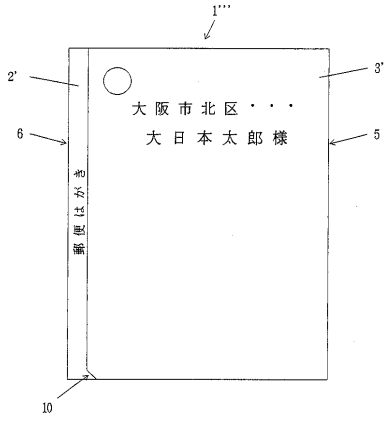
【 図 8 】



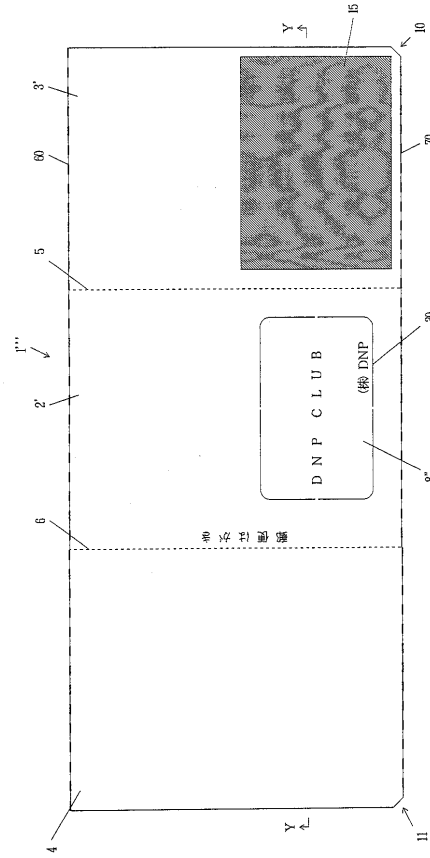
【 図 9 】



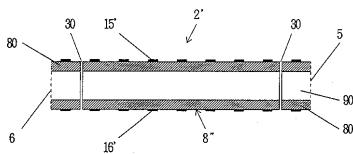
【図10】



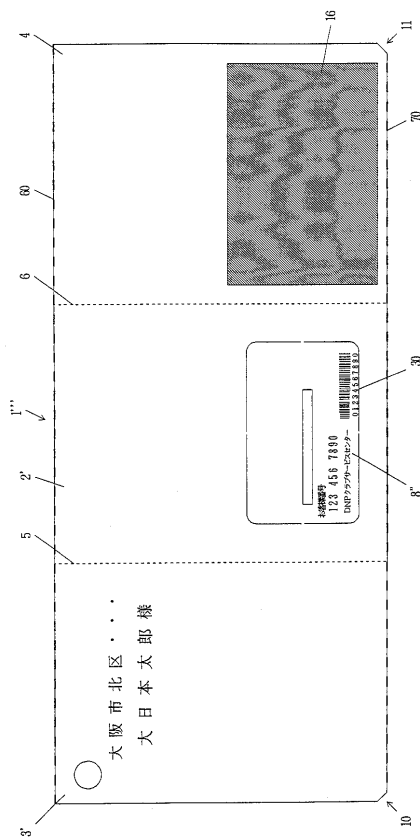
【図11】



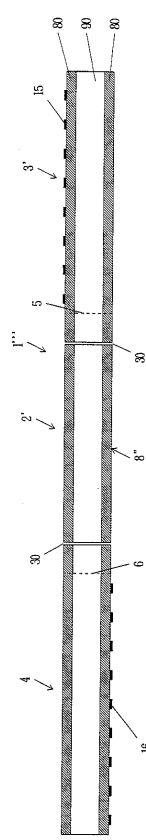
【図14】



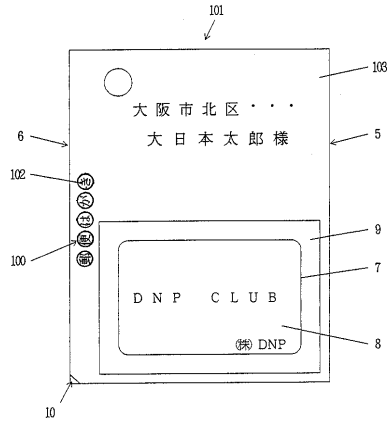
【図12】



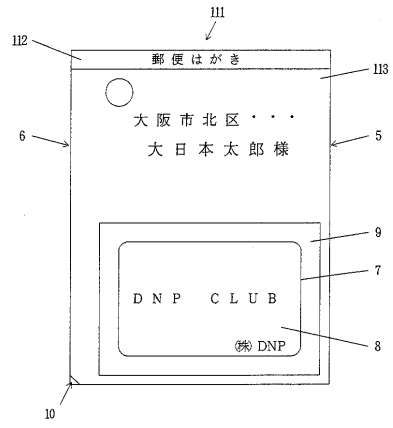
【図13】



【図 15】



【図 16】



---

フロントページの続き

- (56)参考文献 特開平08 - 183277 (JP, A)  
実開平07 - 026160 (JP, U)  
特表平08 - 511215 (JP, A)  
登録実用新案第3037602 (JP, U)

- (58)調査した分野(Int.Cl. , DB名)  
B42D 15/02-15/10